



# 退去手続きに関する確認事項

弊社管理物件にお住まい頂きまして、誠にありがとうございます。

退去・解約に関して、下記に全体の流れを記載しておりますので、ご確認よろしくお願ひ致します。

1

賃貸借契約書の確認

2

解約の申込

3

電気・ガス・水道  
などの解約

4

火災保険の解約手続き

5

その他の解約手続き

6

退去立会い　日時の決定

7

退去立会い　当日について

8

退去費用の精算について

# 1 賃貸借契約書の確認

## 解約の予告期間の確認

解約手続きは、「何か月前」までに行えばいいのかを賃貸借契約書で確認。

例

解約予告

1ヶ月前

退去希望日

3月末



**2月中**に退去の旨をお伝えください。

3月に入ってから申請された解約通知は、  
3月末での退去はできず、4月末までの契約となります。  
ご注意ください。

## 特約事項の確認

短期で解約する場合の「違約金」や、  
「退去時にかかる費用」の記載などの確認。



## 2 解約の申込

退去・規約の申込については口頭での受付は出来ません。  
必ず「書面」もしくは弊社の「退去受付フォーム」から申請して下さい。

例

解約予告

1ヶ月前

退去希望日

3月末



### 書面の場合

#### 受付は消印日付

2月28日までの消印であれば3月末で解約が可能です。  
3月1日の消印は4月末解約の扱いになります。

### 退去受付フォームの場合

#### 送信日を基準

送信日時が2月28日の23時59分までであれば、  
3月末での解約が可能です。

書面は郵便の事情に左右されますので、月末などに手続きされる場合は極力HPの「退去受付フォーム」よりお手続き下さい。



### 3 電気・ガス・水道の解約

電気・ガス・水道など各種ライフラインの解約と停止については  
**「退去立会い当日までに、お客様ご自身で各所へ閉栓手続き」**  
をお願い致します。

#### ガスの閉栓の場合

**現地での立会いが必要**となりますので、  
早めにお手続き下さい。

#### その他の閉栓の場合

電力の自由化などで独自サービスを利用されている場合は、停止に際して立会いが必要な場合もございます。

詳しくはご利用されているサービス会社へお問い合わせ下さい。

#### 水道料金などを当社より請求している場合

家賃と一緒に支払い頂いてる場合は、解約手続きは不要です。

最終料金については、退去立会いの際にメーター確認をし、後日請求させて頂きます。



# 4 火災保険の解約手続き

火災保険に加入されている方は、保険の解約もしくは移転の手続きが必要となります。

尚、解約に関する手続きは、「**契約者様本人による手続きが必要**」です。

## SBI 日本少額短期保険の火災保険 にご加入されている方

下記よりお手続きが可能です。

異動解約センター 0120-071-161

解約書類の請求

<https://www.n-ssi.co.jp/form/kazai/cancellation/>

SBI 日本少額短期保険 解約書類

 検索

受付時間

平日（月～金） 9:00～17:00

※土・日・祝日・年末年始はお休みを頂いております。

## 上記の保険以外にご加入されている方

ご加入されている保険会社様へ解約手続きのご確認をお願い致します。



# 5 その他の解約手続き

一般的に解約手続きが必要となる内容は以下の通りです。

- 住民票の異動手続き
- 郵便物の転送手続き

※退去後のお客様宛の郵便物に関しては、責任を負いかねますのでご了承下さい。
- 電話やインターネット、CATV の移転手続き

※インターネットや CATV についてはご利用のサービス会社によって、退去までにモデムなどの撤去手続きが必要となる場合がございます。予めサービス会社にご確認の上、退去立会いまでに撤去手続きを完了させて下さい。
- DM 等の住所変更手続き
- NHK の移転手続き
- 新聞の停止

その他、予約などの確認が必要な手続きは以下の通りです。

- 引越しに伴う粗大ゴミの処分手配

※粗大ゴミの処分については各自治体等で手続きが異なりますので、早めに確認とお手続きをお願いします。  
**※万が一、引越しゴミ等の不法投棄があった場合、処分費用は別途お客様のご負担となりますのでご注意下さい。**
- 駐輪場の自転車やオートバイの有無
- 当社の管理物件とは別に月極駐車場などを契約している場合の解約連絡

※当社の管理物件以外の解約については、個別に解約手続きが必要となりますのでご注意下さい。
- エアコンの電圧の変更や電気のアンペア数などを変更していた場合の原状回復
- お客様ご自身で設置された設備の原状回復（エアコン、洗浄便座、証明など）



# 6 退去立会い日時の決定

お客様の方で詳細な退去立会い日が確定



当社もしくは、退去立会いを行う協力業者様へ日程のご連絡をお願い致します。

※**日時が確定した時点でなるべく早め（できれば、退去を希望される日時の 10 日前まで）**にはご連絡をお願い致します。

立会い希望日が直前になりますと、お客様のご希望の日時にお応えできない可能性がございますので、予めご了承下さい。



## 退去立会いの注意点

### お部屋の状態

室内の家具などが全て搬出された状態  
(お部屋が空の状態)

※引越し業者様の搬出完了前には行うことができませんのでご注意下さい。

### 立会い時間

お部屋の広さにもよりますが、  
およそ 15 分～ 30 分程度

※尚、立会い後はお部屋の入室は出来ませんので、忘れ物などがないようにご注意下さい。



# 7 退去立会い当日について

退去立会い当日は下記の物をご準備下さい。



- 入居時にお渡ししている鍵一式  
(スペアキー、オートロックキー、機械式駐車場の鍵など)

※鍵を紛失されている場合は、鍵の取替え費用  
はお客様のご負担となります。ご注意下さい。



賃貸借契約書



取扱説明書など

(入居時に取扱説明書が設置されていた物件の場合)

退去立会いは、当社もしくは協力業者様と一緒に部屋の傷や汚れ、不具合などの有無を確認します。

一般的にお客様が故意・過失でつけてしまった汚れや傷の修繕費用は、お客様のご負担となります。

立会い後、立会いの書類に転居先などの記入とサインを頂き終了します。



# 8 退去費用の精算について

## 預り金の精算

退去立会いの結果を元に、原状回復にかかる費用を計算し、預り金の精算をします。



## 退去時費用の通知

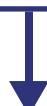
通常は立会い後 1ヶ月を目途に、お客様に退去時費用を通知させて頂きます。

敷金や保証金などの預り金がある場合

お客様にてご負担頂く修繕費用、賃料安などの過不足などを精算させて頂き、ご指定の口座へ当社もしくはオーナー様よりご返金させて頂きます。

預り金だけでは修繕費等が足りない場合

不足分のご精算が必要となってまいります。



退去費用の精算を以て、退去手続き完了

